新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 令和２年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金交付要綱第１条～第９条（略）（繰越承認申請）第10条　補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、事前に別記第６号様式による繰越承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。２　補助事業者は、前項の規定により知事の承認を得た場合は、翌年度の４月10日までに、別記第７号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。（概算払） 第11条　補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第８号様式による請求書を知事に提出しなければならない。（グリーン購入）第12条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。（情報の開示）第13条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 | 令和２年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金交付要綱第１条～第９条（略）（概算払） 第10条　補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第６号様式による請求書を知事に提出しなければならない。（グリーン購入）第11条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。（情報の開示）第12条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 |
| 新 | 旧 |
| ２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。附則１　この要綱は、令和２年９月23日から施行する。２　この要綱は、令和４年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条第６号から第10号まで、第９条第３項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附則この要綱は、令和３年２月19日から施行し、令和２年９月23日から適用する。附則　この要綱は、令和３年３月22日から施行する。別表第１、第２（略） | ２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。附則１　この要綱は、令和２年９月23日から施行する。２　この要綱は、令和３年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条第６号から第10号まで、第９条第３項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附則この要綱は、令和３年２月19日から施行し、令和２年９月23日から適用する。別表第１、第２（略） |